

船舶事故調査報告書

平成30年12月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年7月22日 12時30分ごろ
発生場所	滋賀県 ^{まいばら} 米原市 ^{しんめい} 神明キャンプ場西方沖（琵琶湖北東部） 宇賀野 ^{うかの} 四等三角点から真方位283° 260m付近 （概位 北緯35° 20.7′ 東経136° 16.6′）
事故の概要	水上オートバイ ^{せきやよしたか} 関谷良隆は、西進中、錨泊中のプレジャーボートキャロルに衝突した。
事故調査の経過	平成30年7月30日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート キャロル、1.0トン 253-29814 愛知、個人所有 B 水上オートバイ 関谷良隆、0.2トン 240-65434 岐阜、個人所有
乗組員等に関する情報	B 船長B、二級小型（1海里限定）・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷中央部外板に亀裂 B 船首部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 2、視界 良好 水象：湖上 平穏
事故の経過	A 船は、神明キャンプ場西方沖において、無人の状態錨泊していたところ、その左舷中央部にB船が衝突した。 B 船は、船長Bが1人で乗り組み、約50km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で遊走していた。 船長Bは、前路にA船を認めて右に急旋回しようとしたところ、操縦ハンドルから手が離れて右舷側に落水した。 B 船は、船長Bが落水したので、緊急エンジン停止スイッチが作動してエンジンが停止したものの、A船に衝突した。
分析	A 船は、無人の状態錨泊中、B船が衝突したものと考えられる。 B 船は、約50km/hの速力で遊走中、船長Bが船首方のA船に接近し、右に急旋回しようとしたことから、落水して無人の状態となり、錨泊中のA船に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、B船が、約50km/hの速力で遊走中、船長Bが船首方のA船に接近し、右に急旋回しようとしたため、落水して無人の状態となり、錨泊中のA船に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

	・ 高速で遊走中は、他船に接近しないようにするとともに、落水しないよう操縦ハンドルをしっかりと握ること。
--	--